

VII ぼうこう又は直腸機能障害

【障害程度等級表】

1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

【認定基準】

等級	ストマの有無		ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難	高度の排尿機能障害	高度の排便機能障害	治癒困難な腸瘻	腸瘻における腸内容の処理が著しく困難	認定時期*
	腸管	尿路						
1級	○	○	○(いずれか)					イ
	○		○(排便処理)	○				イ
	○		○(排尿処理)			○		イ・エ
	○					○	○	エ
	○		○(排尿処理)		○			イ・ウ
				○		○	○	ウ・エ
3級	○	○						ア
	○		○(排便処理)					イ
	○			○				ウ
	○					○		エ
	○		○(排尿処理)					イ
	○				○			ウ
						○	○	エ
				○		○		ウ・エ
4級	○							ウ
		○						ア
				○				ア
						○		エ
					○			ウ

* 認定時期

ア 腸管のストマ、あるいは尿路変更のストマを持つものについては、ストマ造設直後から認定します。

イ 「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」によって上位等級に該当する場合は、ストマ造設から6ヶ月を経過した日以降に認定します。

ウ 「高度の排尿機能障害」、「高度の排便機能障害」については、先天性疾患（先天性鎖肛を除き）による場合を除き、手術等に起因する障害発生後6ヶ月を経過した以降に認定します。

エ 「治癒困難な腸瘻」は、腸瘻の治療が終了し、障害が認定できる状態になった時点で認定します。

1 障害程度の認定について

- (1) 障害認定の対象となるストマは、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限ります。
- (2) 「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」とは、治療による軽快見込みのないストマ周辺皮膚の著しいびらん、ストマの変形、長期にわたるストマ用具の装着困難（ストマの陥没、狭窄、瘢痕、ヘルニア等）などをいいます。
- (3) 「高度の排尿機能障害」とは、先天性疾患による神経障害、直腸手術や自然排尿型代用ぼうこうによる神経因性ぼうこうに起因し、カテーテル留置または自己導尿を常時必要とするものをいいます。
- (4) 「治癒困難な腸瘻」とは、放射線障害等による腸管の障害であって、ストマ造設以外の瘻孔から腸内容の大部分の洩れがあり、手術等によっても閉鎖見込みがない状態をいいます。
- (5) 「腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」とは、ストマ用装具等による腸内容の処理が不可能なため、軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚に著しいびらんがある状態をいいます。
- (6) 「高度の排便機能障害」とは、先天性疾患に起因する神経障害、または先天性鎖肛に対する肛門形成術小腸肛門吻合術に起因しており、かつ、
ア 完全便失禁を伴い、治療による回復見込みのない肛門周辺皮膚の著しいびらんがある状態
イ 1週間に2回以上の定期的な用手摘便を要する高度な便秘を伴う状態のいずれかに該当するものをいいます。

2 留意事項

- (1) 高度の排尿又は排便機能障害について、脊髄損傷や脳性麻痺によるものは想定していません。
- (2) 高度の排尿機能障害について、「直腸の手術」とはストマ造設等に伴って、神経叢に影響を与えるような直腸の手術を想定しており、腹腔内手術全般（子宮摘出等）までは想定していません。
- (3) 高度の排尿機能障害における「完全尿失禁」とは、「カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする状態」にあるものが、何らかの理由でこれらの対応が取れない場合に結果として生じる状態をいいます。

3 障害認定の時期と再認定について

ストマ造設の有無や、排尿・排便処理が著しく困難な状態の有無、あるいは先天性であるかどうかなどの状態によって認定の時期が異なります。

先天性鎖肛に対する肛門形成術の場合は、12歳時と20歳時にそれぞれ再認定を行います。